確　認　書

　私はみよし市家庭用防犯カメラ設置費補助金の交付申請をするにあたり、下記の事項を遵守することを確認しました。

記

□　１　交付決定後に交付申請時の内容から変更が生じる場合は、変更に着手する前　に防災安全課へ相談をすること

　　　※変更例：機種の変更、金額の変更、撮影範囲の変更

□　２　上記１の相談をすることなく変更に着手した場合、変更申請に係る書類が提出できない等の状況により補助対象外となること

□　３　家庭用防犯カメラ設置工事完了日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書等を防災安全課に提出できない場合、補助対象外となること

□　上記３点の内容について、説明を受け理解しました。

以上

　　　　　　年　　　月　　　日

みよし市長 様

　住　　所

氏　　名